外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案に関する意見募集の結果について

令和８年４月３日
観　　光　　庁

観光庁では、令和８年２月６日（金）から令和８年３月８日（日）まで、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、９件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する観光庁の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも観光行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

① 募集期間：令和８年２月６日（金）～令和８年３月８日（日）

② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③ 意見提出方法：e-Gov、電子メール、FAX 及び郵送

２．意見数

提出意見数　９件

３．お問い合わせ先

観光庁参事官（旅行振興）　意見募集担当

電話番号　03－5253－8367